

特例地域型保育給付（特例保育）

令和6年度予算額（当初） 1兆6,617億円の内数
→ 令和7年度予算 1兆8,002億円の内数
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
※ 0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 箇所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所